

我が国における豚熱の発生状況

- 豚熱はアジアをはじめとする世界各地に分布。我が国の豚熱に係るOIEステータスは、2007年4月から清浄国であったが、平成30年9月、岐阜県岐阜市の養豚場において国内で26年ぶり発生したことを受け一時停止となり、令和2年9月3日に清浄国のステータスを消失した。
- 平成30年9月以降、令和2年10月までに59例の発生を確認。各事例について、適切な封じ込め措置を実施。
- 野生イノシシの豚熱感染拡大防止対策を実施するとともに、特定家畜伝染病防疫指針を一部改正し、令和元年10月25日から飼養豚へ予防的ワクチンの接種を開始。

豚熱をめぐる経緯

1992年(H4) 国内最終発生(当時)(熊本県)
1996年(H8) 豚熱撲滅体制が確立し対策事業が開始
2006年(H18) ワクチン接種全面禁止
2007年(H19) OIEに本病の清浄化を宣言
2015年(H27) OIEの公式ステータスを獲得
2018年(H30) 9月、26年振りの発生
(岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬の9県で計59例発生)

世界の発生状況

中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

■ = 豚熱の発生がある国

(2007年1月から現在までに、OIEに発生の報告があった国)



令和2年10月6日現在

発生状況

都道府県	畜種	防疫措置対象	殺処分頭数
岐阜県	豚、いのしし	発生農場: 22、関連農場: 2、関連と場: 2	69,887
愛知県	豚	発生農場: 18、関連農場: 28	65,296
三重県	豚	発生農場: 1	4,189
福井県	豚	発生農場: 2	997
埼玉県	豚	発生農場: 5	7,607
長野県	豚	発生農場: 2、関連農場: 1、関連と場: 1	2,943
山梨県	豚	発生農場: 1、関連と場: 1	890
沖縄県	豚	発生農場: 7、関連農場: 3	12,381
群馬県	豚	発生農場: 1	5,887

(8例目(愛知県豊田市)の発生に伴い長野県、大阪府、滋賀県の関連農場(計3)・関連と場(計1)でも防疫措置を実施)

飼養豚への予防的ワクチン接種

- 令和元年10月15日に豚熱の予防的ワクチン接種を可能にする新たな防疫指針を公表。同指針に基づき、イノシシ感染地域との畜産業や養豚業の関係性の強さや、飼養衛生管理の徹底のみでは豚等における感染防止が困難と認められた27都府県をワクチン接種推奨地域に設定。

野生イノシシ対策

○捕獲の強化(27都府県)

- 豚熱感染イノシシが確認されている県及びその隣接県において、捕獲重点エリアを設定し、イノシシの捕獲を強化。

○野生イノシシの感染状況調査

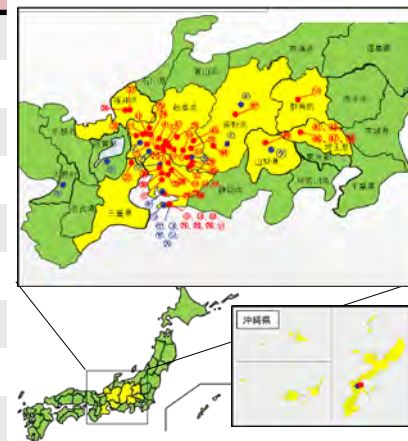
- 死亡イノシシのみならず、捕獲イノシシについても、検査を強化。

○経口ワクチン散布(26都府県)

- 豚熱感染イノシシが確認されている県のみならず、ウイルスの拡散防止のため、未確認県でも散布を実施。
- 令和2年4月以降、新たに奈良県、千葉県、大阪府、和歌山県、兵庫県、福島県、山形県、宮城県を散布推奨地域に設定。

平成30年9月以降の発生

令和2年9月27日現在



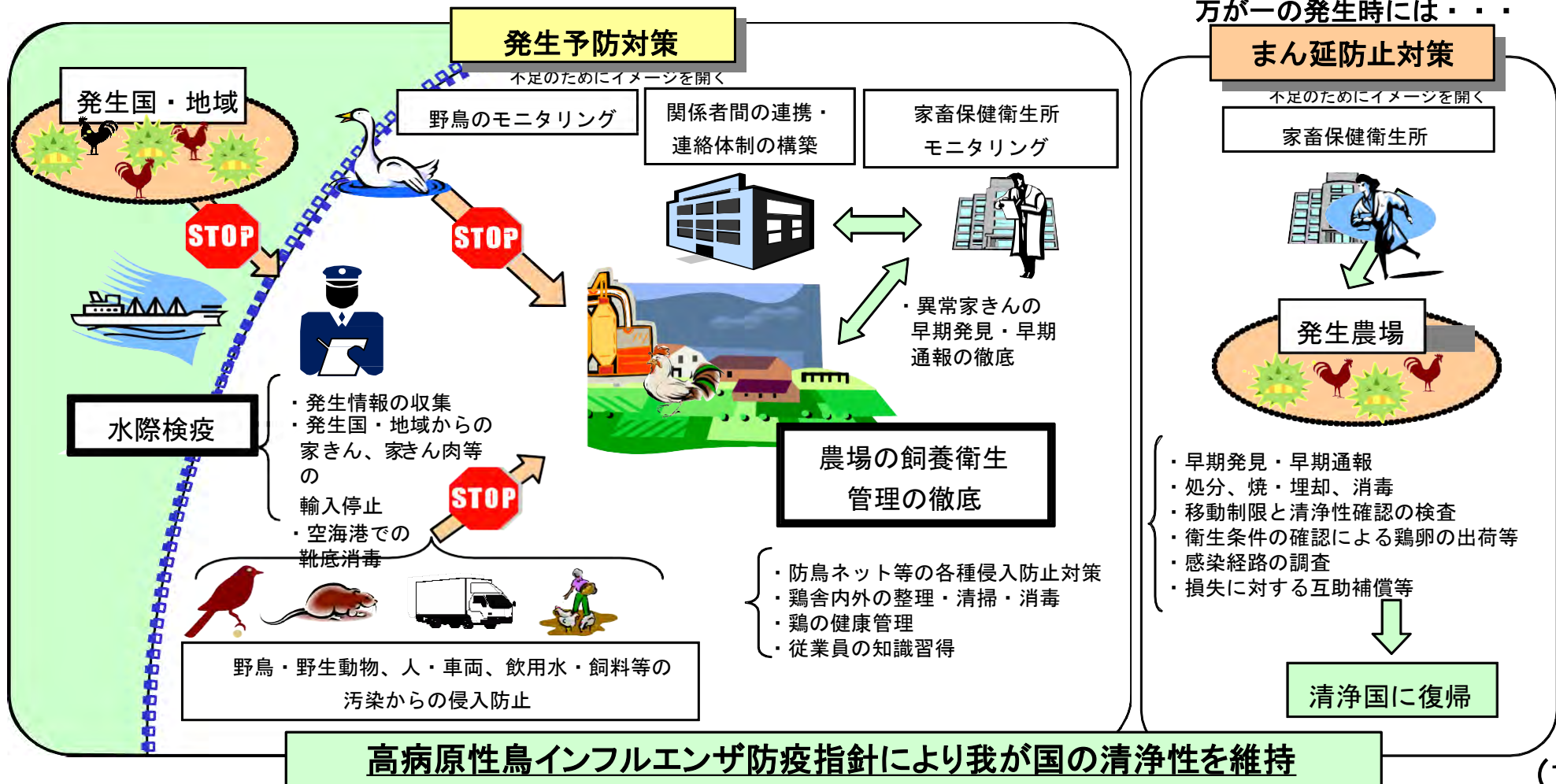
(令和2年9月30日時点)

<野生いのしし検査状況(平成30年9月13日以降)>			
福島県	陽性 5頭	陰性 50頭	(計 55頭検査)
茨城県	陽性 1頭	陰性 846頭	(計 847頭検査)
群馬県	陽性 53頭	陰性 1,455頭	(計 1,508頭検査)
埼玉県	陽性 108頭	陰性 867頭	(計 975頭検査)
東京都	陽性 5頭	陰性 101頭	(計 106頭検査)
神奈川県	陽性 2頭	陰性 472頭	(計 474頭検査)
新潟県	陽性 10頭	陰性 213頭	(計 223頭検査)
富山県	陽性 77頭	陰性 373頭	(計 450頭検査)
石川県	陽性 39頭	陰性 409頭	(計 448頭検査)
福井県	陽性 90頭	陰性 896頭	(計 986頭検査)
山梨県	陽性 46頭	陰性 207頭	(計 253頭検査)
長野県	陽性 242頭	陰性 711頭	(計 953頭検査)
岐阜県	陽性 1,204頭	陰性 3,215頭	(計 4,419頭検査)
静岡県	陽性 243頭	陰性 2,079頭	(計 2,322頭検査)
愛知県	陽性 137頭	陰性 2,027頭	(計 2,164頭検査)
三重県	陽性 205頭	陰性 2,619頭	(計 2,824頭検査)
滋賀県	陽性 221頭	陰性 761頭	(計 982頭検査)
京都府	陽性 4頭	陰性 189頭	(計 193頭検査)

※上記18府県以外では1,371頭実施、全て陰性

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

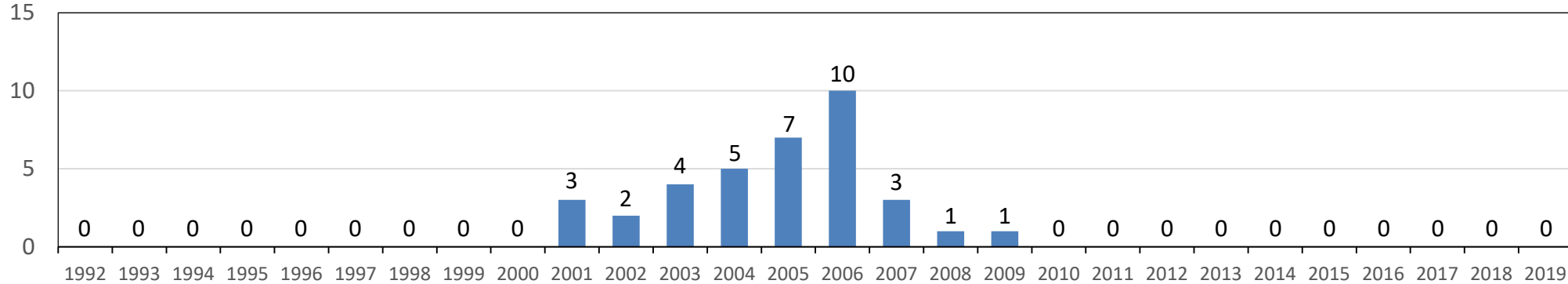
- ・ 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- ・ 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- ・ 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- ・ 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- ・ 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



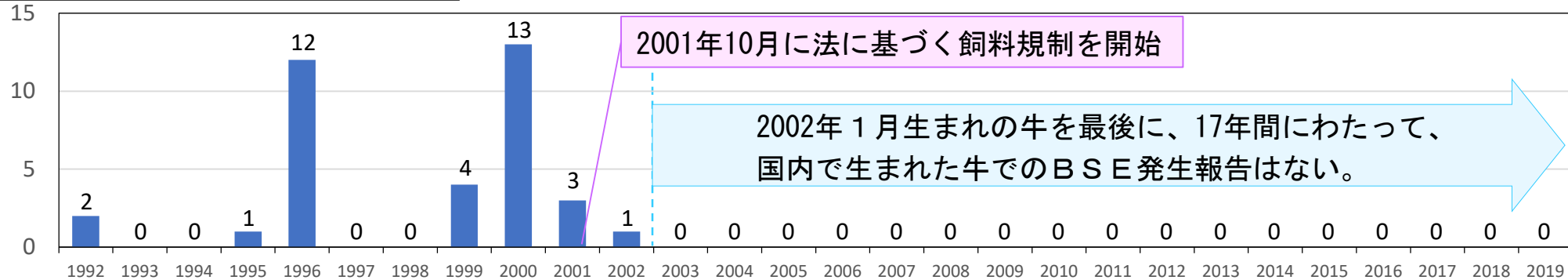
我が国におけるBSEの発生状況

- ・2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- ・出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- ・飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、17年間にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- ・2013（平成25）年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

OBSEの年次別報告頭数



OBSE感染牛の出生年次別頭数

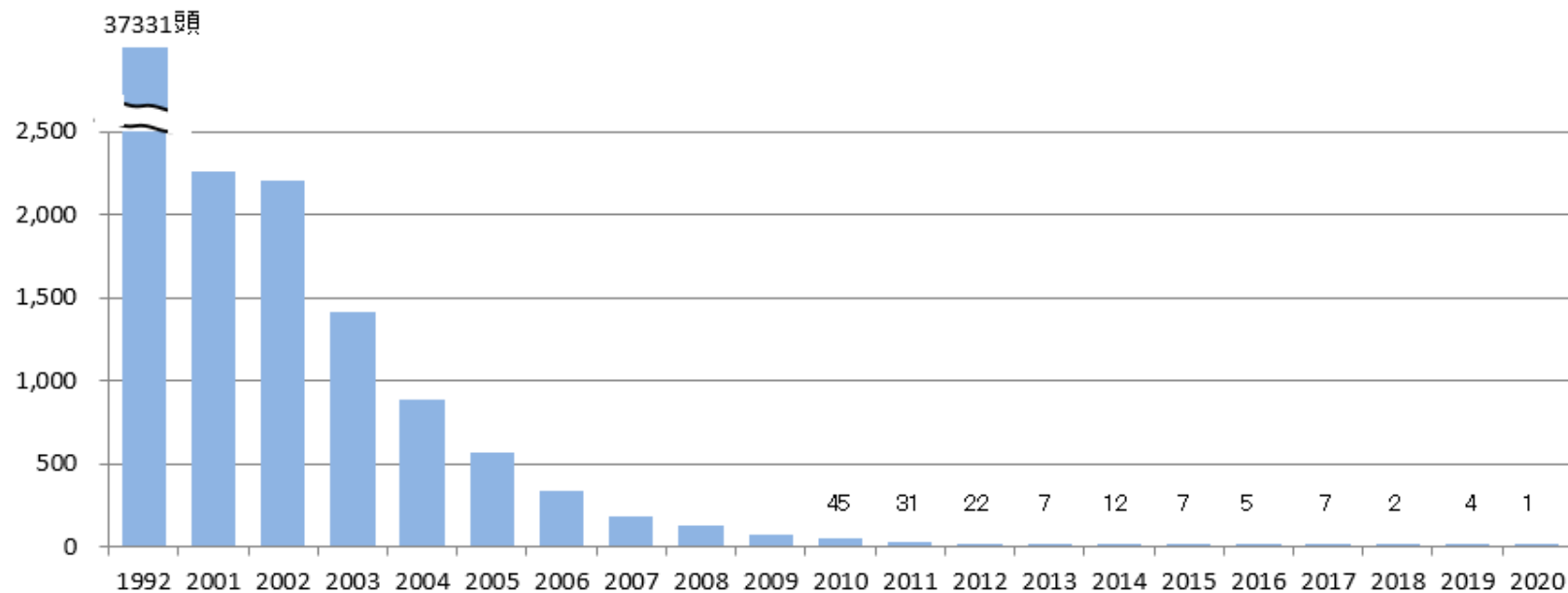


OBSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

世界のBSE発生件数の推移

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
Total	37,331	2,257	2,203	1,410	881	564	334	179	125	70	45	31	22	7	12	7	5	7	2	4	1	190,802
EU (except UK)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	0	3	0	5,991
UK	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	0	184,628
Switzerland	15	42	24	21	3	3	5	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	117
USA	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	5
Brazil	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	3
Canada	0	0	0	2	1※1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	21※2
Japan	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
Israel	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：OIE情報およびEFSAレポートをもとに動物衛生課でとりまとめ。（2020年2月5日時点）

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

BSE対策の概要

○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

【検査対象】

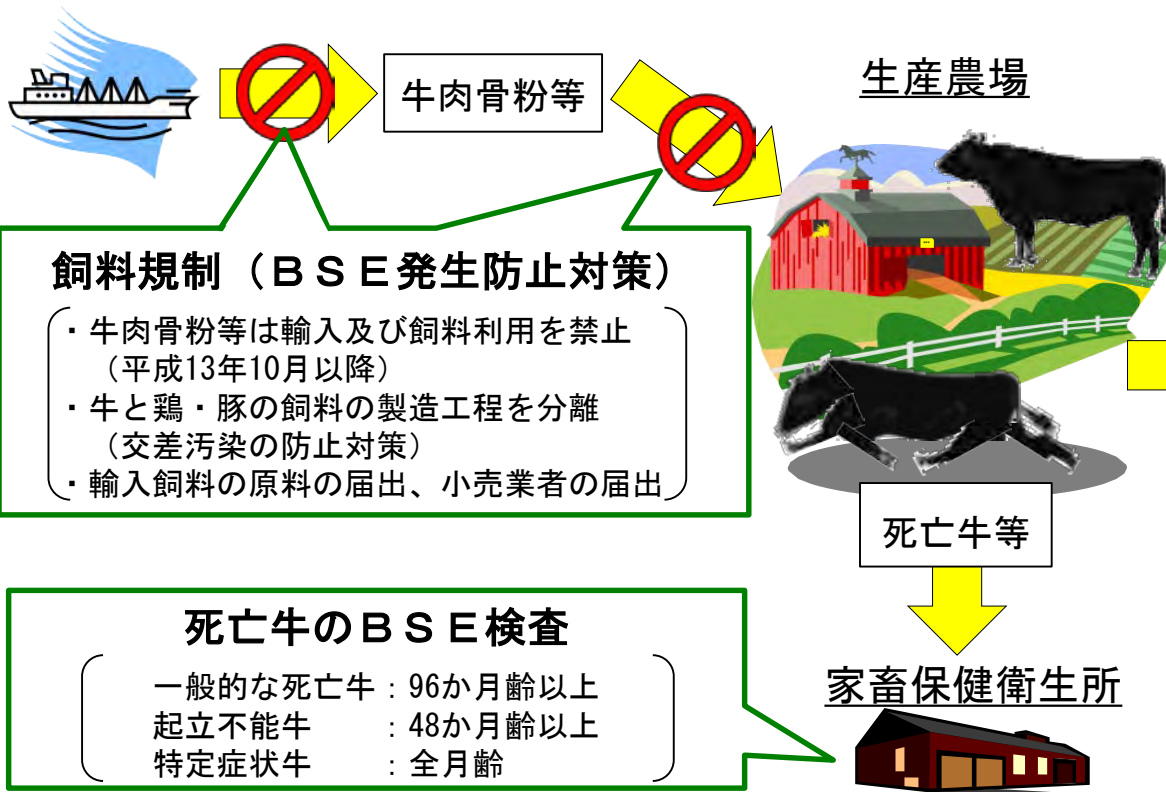
＜平成31年3月31日まで＞

一般的な死亡牛：48か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

＜平成31年4月1日から＞

一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

農林水産省所管



○厚生労働省

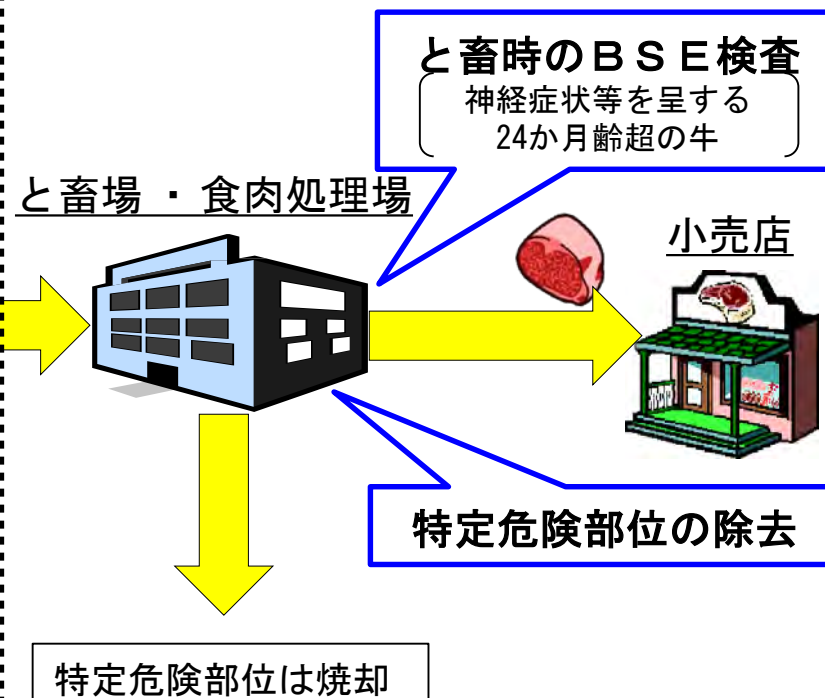
- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

【検査対象】

神経症状等を呈する24か月齢超の牛
（健康と畜牛の検査は廃止）

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

厚生労働省所管



日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- ・ 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年OIEへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要。

2018.4.1- 2019.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満	0	0	0	0	216	86.4	3	780
4才以上7才未満	0	0	38565	34708.5	6013	9620.8	14	10500
7才以上9才未満	0	0	11580	4632	2200	1540	0	0
9才以上	0	0	10381	1038.1	1440	288	2	90
小計	0	0	60526	40378.6	9869	11535.2	19	11370

合計ポイント: 63283.8

サーベイランスでは、日本は、7年間に15万ポイント以上となるよう検査を実施する必要がある。

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	- (29年4月～)	-	- (注1)
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭	30か月齢以上の高リスク牛の一部(注2)	48か月齢超の高リスク牛全頭(注2)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部(舌・頬肉・皮を除く。)、脊柱(背根神経節を含む)、脊髓	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髓、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髓 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髓等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

- 注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月～）。
 なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。
- 注2：高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。
- 注3：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髓のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日～）。

生産性向上に向けた家畜衛生対策

- 家畜の伝染性疾病のうち、豚や子牛の呼吸器・下痢疾患、牛の乳房炎など、重篤な症状を示さないものの、出荷頭数や出荷体重、乳量の低下などの家畜の生産性を阻害する疾病は、その特性からコントロールが容易ではなく、畜産経営に大きな影響を与える。これらの家畜衛生対策を進めていくことにより生産性の向上を図る必要。
- 生産性の向上に向けた全国会議を開催し、国、都道府県、関係機関間で先進的な取組事例の共有、今後の対策に関する意識の共有により、連携を強化。
(第1回議題：牛の疾病(2017年7月)、第2回議題：豚の疾病(2018年4月))

<推進の方向性>

取組成功事例の共有

円滑な横展開に向けた戦略の構築

関係者間の認識の共有化・連携

<対策の成果>

生産性の向上（＝農家の所得向上）

- ・家畜の損耗防止
- ・抗菌剤等の使用量（治療費）減少（AMR対策にも資する）

<課題>

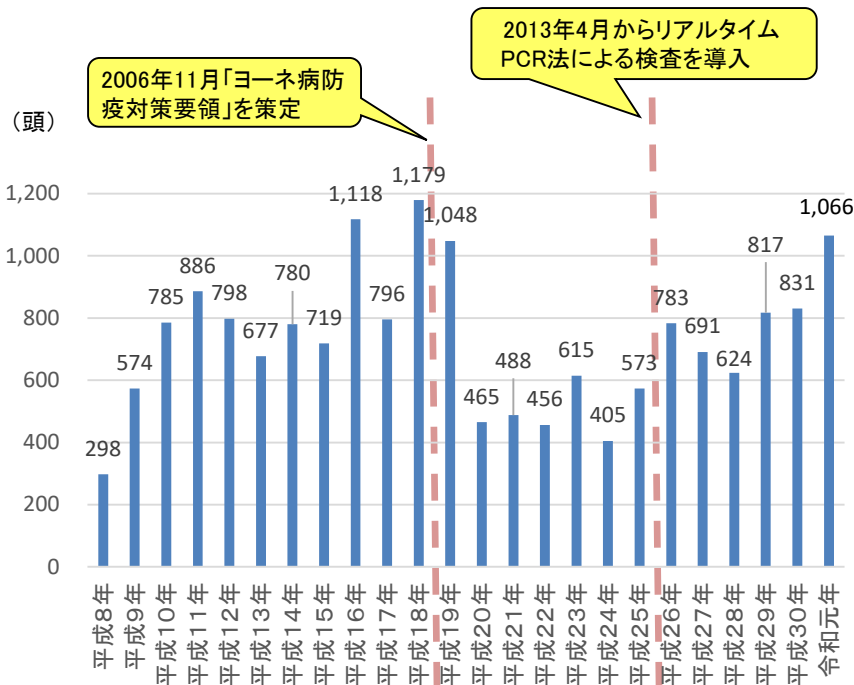
- ・農場の経営実態に応じたオーダーメイドの対策パッケージの検討
- ・民間管理獣医師の積極的な関与による地域一体となった取組

ヨーネ病(JD)対策

- 細菌（ヨーネ菌）を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨーネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

現 状

患畜頭数



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査（少なくとも5年に1度、各都道府県が実施）。
⇒ **検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
⇒ **評価額の4/5を交付**
- 牛のヨーネ病対策要領（2013年4月）
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・ 予防対策：知識普及、衛生管理指導
 - ・ 牛の移動管理：**清浄確認農場からの導入**
検査陰性牛の導入
 - ・ まん延防止措置：患畜が確認された農場は、**集中的検査により清浄性を確認**。
 - ①同居牛の検査（年3回）
 - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施（年1回）



国の支援策

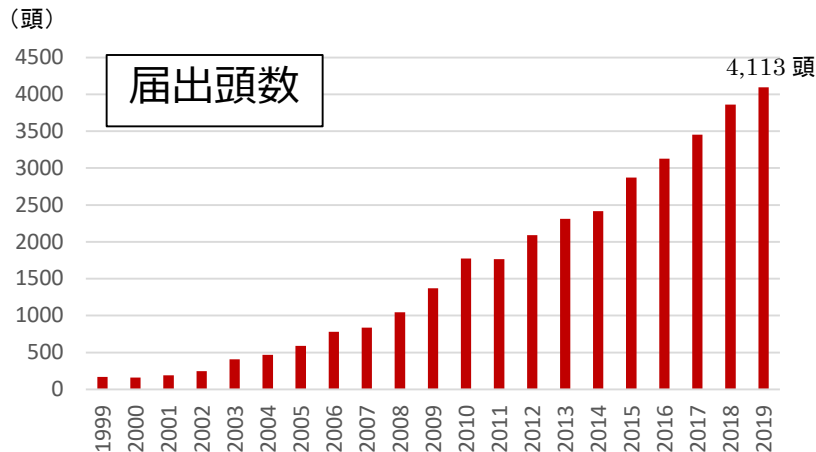
- 家畜生産農場衛生対策事業
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用**、陰性証明書の交付費用等を支援

- ウイルス（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。
発症すると消瘦、眼球突出、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛を把握し、経営状況等に応じ感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。

現 状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月（乳用牛）、2010年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
 - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
 - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰 等の取組を支援 (21)

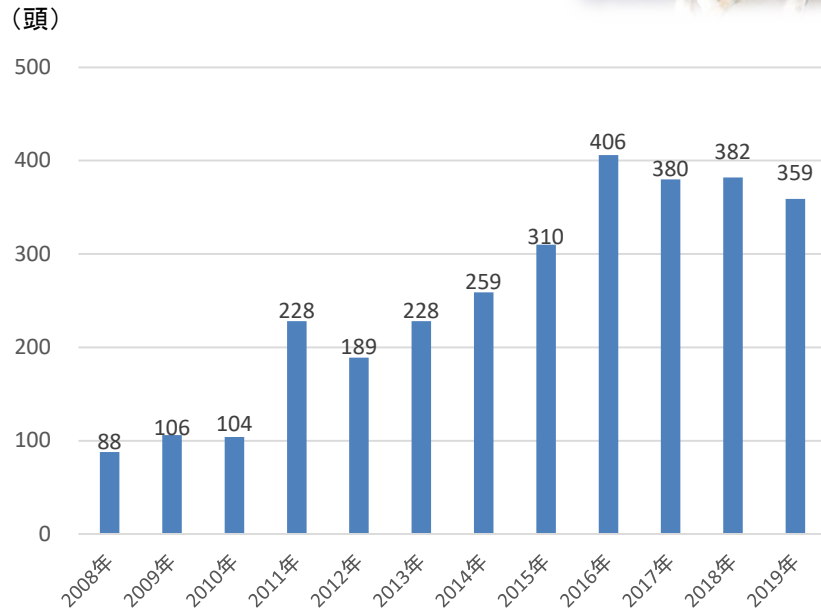
牛ウイルス性下痢(BVD)対策

届出

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現 状

届出頭数



対策の方向性

- 牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ **陰性牛の導入**、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ **予防接種の励行**

【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための**定期的な検査**の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ **自主とう汰の推進**



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援 (22)

オーエスキー病(AD)対策

届出

- ウイルス（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。
- 感染豚では、潜伏感染(ウイルスが不活性化状態で維持)が起こり、妊娠・輸送等のストレスでウイルスが再活性化し、他の豚への感染源となるため、感染豚の摘発・早期更新が重要。

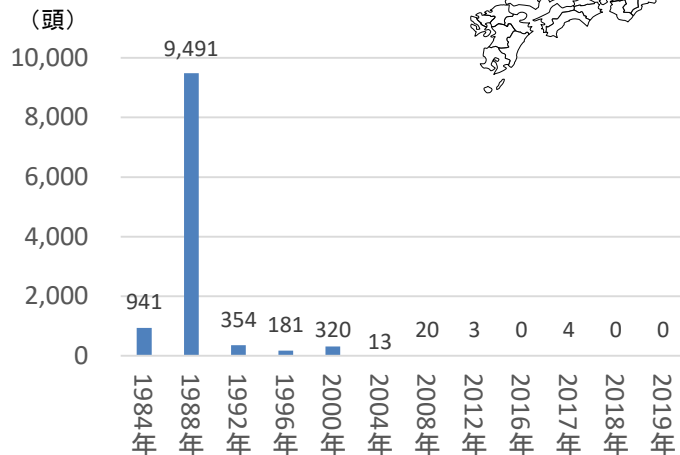
現 状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- ワクチン接種を活用した防疫対策により、全国的に清浄化が進展している。

(2019年3月現在)

■ 野外ウイルス感染豚の飼養が
確認されている浸潤県 1県

届出頭数



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領(1991年3月。2017年3月改正)
衛生的な飼養管理の徹底及び浸潤状況(地域ステータス)を
踏まえて地域の状況に応じた対策を講じることが重要。

(地域ステータス)

- | | | |
|-------------|------------|-----|
| ・ステータスⅠ | 清浄化の体制構築段階 | 浸潤県 |
| ・ステータスⅡ(前期) | 浸潤状況把握済 | |
| ・ステータスⅡ(後期) | ワクチン接種の推進 | |

野外ウイルスが存在しない

- | | |
|-------------|-------------|
| ・ステータスⅢ(前期) | 検査により清浄性を確認 |
| ・ステータスⅢ(後期) | ワクチン接種中止 |
| ・ステータスⅣ | 清浄化達成 |

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病的発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・必要のない者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・(豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
- 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・(鶏)防鳥ネット等の整備
 - ・家畜・家さんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・入場者に関する記録の作成・保管
- 9 大規模所有者に関する追加措置
 - ・家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - ・通報ルールの作成

※下線部は直近の改正(平成29年2月)で一部追加した項目

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導
助言

勧
告

命
令

罰
則

基準を遵守しない場合は

※家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。 ※民間認証機関は2団体(令和2年9月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員※

約4,100名(令和2年7月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

HACCP方式取組農家

取組農家戸数:5,210(平成30年3月時点)

消費者の求める安全な畜産物の生産

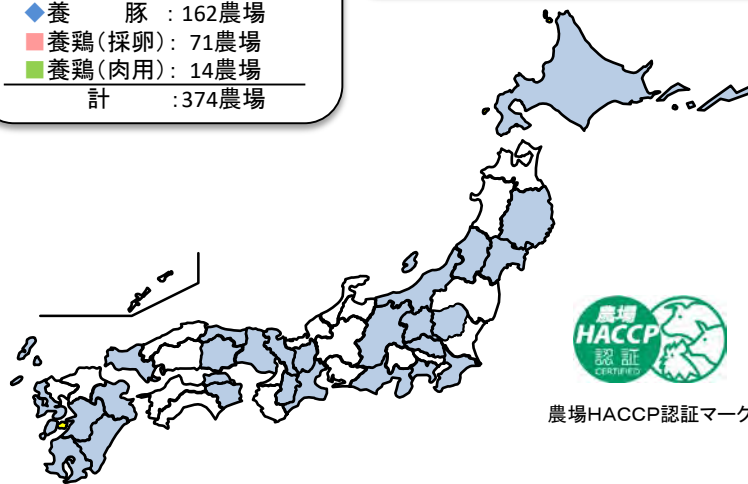
畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証農場(1/5)(乳用牛)

令和2年9月14日現在

○乳用牛：39農場
●肉用牛：85農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：162農場
■養鶏(採卵)：71農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：374農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：86農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：28農場



農場HACCP認証マーク

<●乳用牛・肉用牛：3農場>

山形県	山形県立農林大学校
群馬県	株式会社西ハルナファーム古賀良牧場
熊本県	菊池地域農業協同組合キャトルブリーディングステーション事業所

<○乳用牛：39農場>

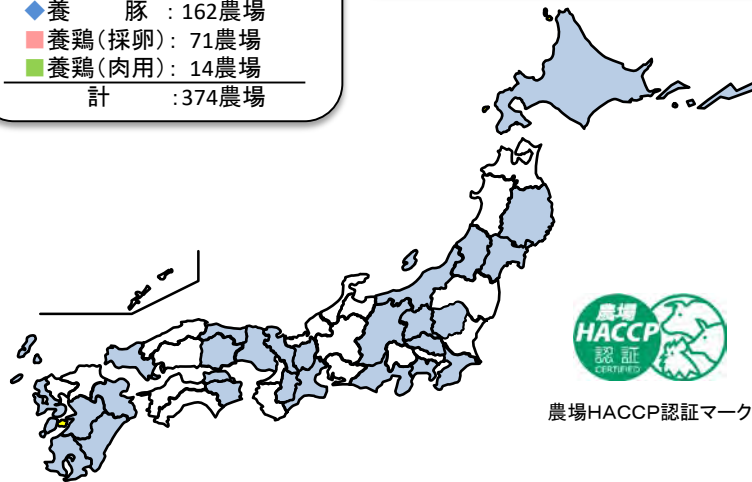
北海道	有限会社藤井牧場(◎)
	及川牧場
	株式会社ノベルズデーリーファーム
	株式会社Kalm角山(◎)
	ひらかわ牧場
	小野寺牧場
	株式会社CONNECT
	株式会社TACSしべちゃ
	株式会社学林ファーム
	本田牧場
岩手県	北海道標茶高等学校
	株式会社中野牧場
岩手県	独立行政法人家畜改良センター岩手牧場(◎)
山形県	濱田牧場(◎)
	今牧場
栃木県	有限会社那須高原今牧場
群馬県	有限会社井上牧場
	有限会社増茂ディリー
	須藤牧場
	株式会社グローリーデーリーファーム
埼玉県	有限会社小菅牧場
	株式会社i-Milk Factory
千葉県	皆川牧場
	株式会社近藤牧場(◎)
神奈川県	株式会社雪印こどもの国牧場
	有限会社石田牧場
	有限会社石井牧場
	有限会社荒井牧場
長野県	株式会社長門牧場
静岡県	佐野牧場
	柴田牧場
新潟県	株式会社神田酪農
奈良県	池下牧場
鳥取県	有限会社岸田牧場(★)
岡山県	公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第2牧場)
	公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第1牧場)
	有限会社安富牧場(★)
	株式会社あさなべ牧場
大分県	有限会社安養寺牧場

農場HACCP認証農場(2/5)(肉用牛)

令和2年9月14日現在

○乳用牛：39農場
●肉用牛：85農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：162農場
■養鶏(採卵)：71農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：374農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：86農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：28農場



農場HACCP認証マーク

宮崎県	有限会社中林牧場児湯支場
	安楽畜産株式会社鷹取牧場(◎)
	安楽畜産株式会社永野牧場(◎)
鹿児島県	有限会社野村畜産木串農場
	農業生産法人みらいファーム株式会社志布志直営農場(◎)
	有限会社福永畜産第2農場

群馬県	有限会社鳥山牧場(◎)(★)
千葉県	株式会社IIZASA牧場
	株式会社御子神畜産
	有限会社最上畜産船越農場
	有限会社最上畜産井戸山農場
	篠本牧場
	株式会社TAK
	岩淵義徳牧場(左京農場)
	株式会社ISBファーム
	株式会社えびすファーム
	株式会社マルコファーム肥育農場
神奈川県	石井牧場
長野県	株式会社門屋食肉商事大野山かどやファーム
	牧舎みねむら(★)
三重県	有限会社小田切牧場東部(★)
	松阪牛の里オーシャンファーム(◎)
	株式会社堀坂 堀坂牧場(★)
	有限会社中林牧場第1牧場
	有限会社中林牧場第2牧場
	瀬古食品有限会社
	松阪牛の里オーシャンファーム第三牧場(◎)
	株式会社長太屋松阪牧場(★)(◎)
	有限会社三重カドワキ牧場(★)
	有限会社伊藤牧場(◎)
	株式会社三重加藤牧場明和牧場
	三重萩牧場(◎)
	有限会社竹内牧場(◎)
	西岡畜産
滋賀県	有限会社澤井牧場第2牧場(◎)
京都府	株式会社丹波清光ファーム(★)
兵庫県	神戸畜産株式会社氷上本場
鳥取県	おぐら畜産農場
島根県	農業組合法人中国牧場
岡山県	有限会社石岡牧場
山口県	有限会社高森肉牛ファーム(★)
徳島県	農事組合法人長峯肉牛生産組合(◎)
香川県	高橋畜産株式会社干拓農場
長崎県	株式会社野元牧場箱崎支場
熊本県	株式会社矢岳牧場
大分県	株式会社ゆふいん牧場久住高原都野牧場

＜●肉用牛:85農場＞

北海道	サロマ牛肥育センター株式会社(◎) (トップファームグループ)
	株式会社向陽畜産
	有限会社コスモス(★)
	株式会社トップファーム(◎) (トップファームグループ)
	パシフィックファーム株式会社(◎) (トップファームグループ)
	株式会社大野ファームグループ(◎)
	株式会社ホクチクファーム標茶分場(◎)
	株式会社敷島ファーム白老牧場(◎)
	有限会社長沼ファーム 本場(◎)
	株式会社まつもと牧場
宮城県	株式会社早川牧場
	有限会社下士別畜産
	株式会社カネダイ大橋牧場
	有限会社蔵王高原牧場宮城蔵王牧場 (高橋畜産グループ)
	有限会社蔵王高原牧場川崎育成牧場 (高橋畜産グループ)
	株式会社伊東牧場有賀分場
	有限会社うしちゃんファーム第五肥育センター うしちゃんセンター高須賀
	有限会社うしちゃんファーム第二肥育センター うしちゃんセンター石巻太田
	有限会社スカイファームおざき芦沢農場(◎)
	有限会社蔵王ファーム山形蔵王牧場(◎) (高橋畜産グループ)
山形県	有限会社蔵王ファーム米澤農場 (高橋畜産グループ)
	有限会社蔵王ファーム山形第2農場 (高橋畜産グループ)
	株式会社和農産(★)
	有限会社水上畜産
	株式会社米澤佐藤畜産生産部理想肥育研究所
	姫城中川ファーム
	有限会社山口畜産
	株式会社米沢牛黄木畜産工房
	株式会社BELLFARM
	株式会社BELLFARMにぐら苑農場
栃木県	株式会社イソシンファーム
	株式会社敷島ファーム那須第1牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第2牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第3牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第4牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第5牧場(◎)
	株式会社野村牧場
	株式会社佐藤牧場
	株式会社永田牧場
	有限会社前日光ファーム